第６章第１節１中

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1,000トン型（くにがみ型） | 125 | 146 | 200 |

」を

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1,000トン型（くにがみ型） | 125 | 146 | 200 |
| 1,000トン型（いわみ型） | 122 | 143 | 190 |

」に

改める。

第６章第１節２中

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| ビーチクラフト式Ｂ300型 | 14 | 791 | 120×58×90 |
| ビーチクラフト式Ｂ200Ｔ型 | 9 | 370 | 120×58×90 |

」を

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| ビーチクラフト式Ｂ300型 | 14 | 791 | 120×58×90 |

」に

改める。

**原子力規制委員会国民保護計画の変更について**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく原子力規制委員会の国民の保護に関する計画（原子力規制委員会国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成26年５月14日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会国民保護計画

原子力規制委員会国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節中「原子力施設　原子炉等規制法第64条第３項の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設」を「原子力事業所　原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第２条第４号に規定する原子力事業所をいう。」に改め、「第２条第４号の原子力事業所をいう。」の次に、「・原子力関連施設　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第64条第３項の製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等又は原子力基本法（昭和30年法律第186号）第３条第３号に規定する核原料物質（原子炉等規制法第57条の８第１項第３号に規定する核原料物質を除く。）の取扱所若しくは放射性同位元素等の取扱所」を加え、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」の次に「（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）」を加え、「並びに同条第６号に規定する核原料物質」を削り、「これによって汚染された物」の次に次のように加える。

・核原料物質　国民保護法施行令第28条第６号に規定する核原料物質

・放射性同位元素等　国民保護法施行令第28条第７号に規定する放射性同位元素及び放射性汚染物

第２章第１節２⑵中「・平素における措置の推進（原子力事業者との平素からの調整等）」を削り、「・原子力規制委員会国民保護対策本部が設置された場合の事務分掌の整備」の前に「・平素における措置の推進（原子力事業者との平素からの調整等）」を加え、「事務分掌の整備」の次に「・原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言」を加え、「次に掲げる事務を行う。」の次に次のように加える。

①　放射線防護対策部の所掌に係る原子力事業者及び地方公共団体が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言に関すること。

②　その他原子力災害の発生又は拡大の防止に関する事務を総括すること。本計画における具体的な業務は以下のとおりとする。

第２章第１節５⑴中「燃料の確保、補給及び運搬体制を整備する」を「燃料の確保等を行う」に改める。

第２章第１節５⑶中「本委員会」を「原子力規制委員会」に、「、関係省庁と協議し検討する。特に、本委員会の庁舎が被災し、使用が不可能となった場合に備えて、政府本部との連携、その他の原子力規制事務所によるバックアップ体制等を考慮しつつ、周辺地域において代替施設となる原子力規制委員会施設を指定する」を「は、政府本部との連携、その他の原子力規制事務所によるバックアップ体制等を考慮しつつ、首都直下地震対応における代替施設又は周辺地域において代替施設となる原子力規制委員会施設若しくは緊急事態応急対策等拠点施設等を利用する」に改める。

第３章第１節１中「こととする。救援のための物資の収用及び保管命令等の実施に当たり」を「こととし」に改め、「公用令書の交付等」を削る。

第３章第１節８中「原子力施設」を「原子力関連施設」に改める。

第３章第２節５中「被害状況及び国民保護措置の実施状況」を「被害状況等」に改める。

第３章第３節１中「原子力施設」を「原子力関連施設」に改める。

第３章第３節２⑴中「原子力施設」を「原子力関連施設」に、「アからウ」を「①から③」に、「ア」を「①」に、「当該収集した情報」を「必要に応じて当該収集した情報」に、「イ」を「②」に、「ウ」を「③」に改める。

第３章第３節２⑵①中「原子力施設」を「原子力関連施設」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第３章第３節２⑵②中「速やかに」を「必要に応じて、速やかに」に、「原子力施設」を「原子力関連施設」に改める。

第３章第３節２⑵③中「国民保護法第103条第３項」を「国民保護法第103条第３項その他法令」に、「原子力施設」を「原子力関連施設（原子炉等規制法第64条第３項に規定する施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等をいう。以下「原子力施設」という。）を除く。）」に、「核燃料物質等」を「核原料物質又は放射性同位元素等」に改める。

第３章第３節２⑵④中「原子力施設」を「原子力関連施設」に改める。

第３章第４節１中「原子力防災課」を「原子力防災業務管理官」に、「国民保護法第103条」を「国民保護法第103条第３項その他法令」に改め、「核燃料物質等の取扱者に対する」を削る。

**防衛省国民保護計画の変更について**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく防衛省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

平成26年５月14日　　防衛大臣　小野寺五典

防衛省国民保護計画の一部を次のように変更する。

別紙１の表北関東防衛局の項中「企画部地方調整課」を「企画部地方協力基盤整備課」に改める。

別紙１の表南関東防衛局の項中「045―211―7104」を「045―211―7102」に改める。

別紙２の表千葉県の項中「第１補給処長（企画課）」を「中部航空方面隊司令官（防衛部）」に、「〒292―0061　木更津市岩根１－４－１」を「〒350―1394　狭山市稲荷山２－３」に、「(0438)41―1111内線303　（当直225）」を「(042) 953―6131内線2233　（当直2204）」に改める。

別紙２の表東京都の項中「防空指揮群司令（群本部）」を「作戦システム運用隊司令（隊本部）」に、「(042) 553―6611内線2259　（当直2348）」を「(042) 553―6611内線2663　（当直2348）」に改める。

発行所　〒100-8541　東京都千代田区霞が関1丁目4番1号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　1カ月1,628円（本体1,508円）　1年19,536円（本体18,100円）　別途送料
印刷　三秀舎
製本　東京美術紙工
郵便物認可　昭和三十五年三月三十一日　第三種郵便物